

## 1 助成金の種類

助成金とひとことでいっても、たくさんの種類があります。なかなか要件にあう企業がなく、予算を使い切らない助成金もあるようです。ここでは、たくさんある助成金の中から、比較的利用しやすい助成金や、利用をおすすめしたい助成金を紹介します。ただし、助成金は法律改正による廃止や助成金額などの内容の変更が頻繁に行われますので、確認はご自身でも怠ることなく行ってください。

ここでいう「中小企業事業主」の範囲は下記の表の通りですが、一部の助成金には、この表とは違う場合もありますので、注意をしてください。

### 【中小事業主の範囲】

業 種	企業の規模
小売業（飲食店を含む）	資本金または出資金が5,000万円以下、または常時雇用する労働者が50人以下
サービス業	資本金または出資金が5,000万円以下、または常時雇用する労働者が100人以下
卸売業	資本金または出資金が1億円以下、または常時雇用する労働者が100人以下
その他の業種	資本金または出資金が3億円以下、または常時雇用する労働者が300人以下

### (1) 雇用の維持等に対する助成金

#### ○ 雇用調整助成金

「雇用調整助成金」は、景気の変動や経営上の理由により事業活動を縮小し、従業員の休業や教育訓練または出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者にかかわる賃金負担額の一部を助成するものです。この助成金の支給にともない、従業員の失業の予防を目的としています。

雇用調整助成金は、一般事業主以外に、特に雇用の維持等雇用の安定を図る必要があるものとして厚生労働大臣が指定する地域内に所在する事業所の「雇用維持等地域事業主」、厚生労働大臣が指定する大型倒産等事業主の関連事業主である「下請事業主等」、「認定港湾運送事業主」が対象となります。

ここでいう「景気の変動」や「経営上の理由」とは、景気の変動および産業構造の変化ならびに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現、

きません。

また、雇用された期間が6カ月以内の者、解雇予告をされた者、退職届を提出した者、事業主による退職勧奨に応じた者、日雇労働者、特定就職困難者雇用開発助成金等の支給対象となる者について、休業や教育訓練、出向をさせても助成金の対象とすることはできません。

不正受給をしようとした場合には、不支給または支給の取り消しとし、すでに受け取った助成金を返還することとなり、また、3年間は雇用保険料を財源とするすべての助成金が受けられなくなります。また、不正受給を行った場合は事業所名等が各都道府県労働局などのホームページで公表されることとなります。

雇用調整助成の受給できる金額は、下記の表の通りです。休業の場合は、休業手当相当額に下表の①の助成率を乗じた金額となり、教育訓練の場合は、賃金相当額に下表の①の助成率を乗じた金額と②の加算額が支給されます。出向の場合は、出向を実施した際の出向元事業主の負担額に、下表の①の助成率を乗じた金額が支給されます。

助成内容と助成金額		大企業	中小企業
①助成率		1/2	2/3
②教育訓練の場合の加算額 (支給対象者1人1日あたり)	事業所内訓練の場合	1,000円	1,500円
	事業所外訓練の場合	2,000円	3,000円

## (2) 新たな雇入れ等に対する助成金

### ○ 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者を労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業主に対して、賃金の一部を助成するものが「特定求職者雇用開発助成金」です。特定求職者の雇用機会の増大を図ることが目的とされています。特定求職者雇用開発助成金には、「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高年齢雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」の3種類あります。

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、就職が困難とされる求職者（雇入日における満年齢が65歳未満の者に限る）を、ハローワークや厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者を雇い入れ、当該求職者を助成金の支給後も引き続き相当期間雇用することが確実であると